



2026年1月15日

各 位

会 社 名 株式会社 Faber Company
代表者名 代表取締役 稲次正樹
(コード番号:220A 東証スタンダード)
問 合 せ 先 執行役員コーポレート本部長 安藤 弘哲
(TEL 03-5545-5230)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて、以下のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年2月2日
(2) 処分する株式の種類および数	当社普通株式 6,500株
(3) 処分価額	1株につき1,005円
(4) 処分価額の総額	6,532,500円
(5) 割当予定先	当社の取締役 (※) 1名 2,600株 ※社外取締役を除く。 当社の執行役員 5名 3,900株

2. 処分の目的および理由

当社は、2025年11月13日付の取締役会において、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）を対象に、対象取締役が当社の持続的な企業価値増大への貢献意欲を従来以上に高め、対象取締役と株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決定し、また、2025年12月23日開催の第20期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額10,000千円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡期間を当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。また、譲渡制限付株式報酬制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年7,500株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とすることにつき、ご承認をいただいております。

対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度について、株主の皆さまからご承認をいただいたことを受け、当社は、執行役員（以下、対象取締役と併せて「付与対象者」と総称します。）に対して、対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の全部又は一部を適用した制度（以下、対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度と併せて、「本制度」と総称します。）を導入いたしました。

本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

当社は、本制度の目的、当社の業況、各付与対象者の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各付与対象者に金銭報酬債権合計6,532,500円（以下「本金錢報酬債権」といいます。）、普通株式6,500株を付与することといたしました。本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である付与対象者6名が当社に対する本金錢報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について割当を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と付与対象者との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要是、下記3.のとおりです。

3. 割当契約の概要

(1) 譲渡制限の解除

本譲渡制限期間（ただし、本譲渡制限期間中に、付与対象者が当社又は当社の子会社（以下、当社及び当社の子会社を「当社グループ」と総称します。）の取締役、執行役員又は使用人のいずれの地位においても死亡により退任した場合には、本払込期日から当該退任までの期間とする。）中、継続して、当社グループの取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点（ただし、付与対象者が死亡により退任した場合は当該退任の直後の時点）をもって、当該時点において付与対象者（ただし、付与対象者が死亡により退任した場合は付与対象者の相続人）が保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除する。

(2) 役務提供期間中の退任等の取扱い

当社グループの取締役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任した場合（ただし、退任と同時に取締役、執行役員又は使用人の地位のいずれかに就任又は再任する場合及び死亡による退任の場合を除く）には、当社は、付与対象者の退任の理由（自己都合、定年等正当な理由のある場合、解任される場合等）等具体的な事情に照らして、当社の取締役会の過半数の決議により以下のいずれかを実施することができる。

I. 無償取得の対象となる本割当株式に関する振替手続等を開始し、当該振替手続の完了時点をもって本割当株式の全部を無償で取得する。

II. 付与対象者が退任した時点をもって、次の①の数から②の数を引いた本株式について、振替手続等を開始し、当該振替手続の完了時点をもって本株式の全部を無償で取得する。

① 本株式数

② 本払込期日を含む月から付与対象者が本条項柱書に掲げるいずれの地位からも退任した日を含む月までの月数を60で除した数（以下「在任期間比率」という。）に、本株式数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）

(3) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理する。

(4) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が効力を生じる場合には、本割当株式の全てを無償取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2026年1月14日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,005円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上